



無償譲渡契約書

譲渡人 川満玄治（沖縄県立那覇高等学校PTA会長）（以下「甲」という）と譲受人 一般社団法人城岳同窓会 会長 宮里博史（以下「乙」という）とは、次の条項により無償譲渡契約（以下「本契約」という）を締結する。

（本契約の目的）

第1条 甲は乙に対し、甲が保有する下記自動車（以下「本件自動車」という）を乙に無償で譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

【本件自動車の表示】

(1) 車名	トヨタ	トヨタ	トヨタ	トヨタ
(2) 形式	CBA-TRH214W	BDG-XZB50	CBA-TRH214W	XZB70-1002005
(3) 自動車登録番号	沖縄 330 ん 2010	沖縄 230 せ 100	沖縄 300 ほ 1664	沖縄 230 き 2018
(4) 登録年月日	令和 6 年 2 月 8 日	令和 5 年 8 月 10 日	令和 4 年 10 月 21 日	令和 5 年 3 月 13 日
(5) 検査証番号	991240024238	991230216110	00159 A	991230066372

（引渡し）

第2条 甲は、乙に対し、2024年4月1日までに、本件自動車を現状有姿のまま引渡し、本件自動車の移転登録手続き及び保険契約の変更手続きを行う。なお、当該手続きに係る費用は甲の負担とする。

2. 前項に基づき甲から乙への引渡し完了をもって、本件自動車の所有権は甲から乙へ移転する。

（協議解決）

第3条 本契約の解釈及びその他の事項につき生じた疑義や本契約に規定のない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年4月1日

甲 沖縄県豊見城市真玉橋 85-4
川満 玄治



乙 沖縄県那覇市松尾 1 丁目 2 1 番 5 3 号
一般社団法人 城岳同窓会
会長 宮里 博史



城岳同窓会所有車両の使用貸借に関する契約書

沖縄県立那覇高等学校 校長 福地 修 (以下「甲」という) と 一般社団法人城岳同窓会 会長 宮里 博史 (以下「乙」という) と 沖縄県立那覇高等学校PTA会長 川満 玄治 (以下「丙」という) とは、下記条項により、城岳同窓会所有車両 (以下「当該車」とする) の使用貸借に関する、契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、学校管理下でおこなわれる教育活動において、生徒を引率する場合等のために当該車を、乙から甲に使用貸借することを目的とする。

(使用貸借車両)

第2条 使用貸借する車両は次のとおりとする。

2. 車両の変更がある場合は、「使用貸借車両の変更覚書」を締結する。

	車 種	車 両 番 号	所有者
1	トヨタ ハイエース	沖縄 330 ん 2010	一般社団法人 城岳同窓会 会長 宮里 博史
2	トヨタ キャブオーバ	沖縄 230 せ 100	一般社団法人 城岳同窓会 会長 宮里 博史
3	トヨタ ステーションワゴン	沖縄 300 ほ 1664	一般社団法人 城岳同窓会 会長 宮里 博史
4	トヨタ コースター	沖縄 230 さ 2018	一般社団法人 城岳同窓会 会長 宮里 博史

(契約期間)

第3条 この契約により使用貸借する期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 本契約は毎年協議のうえ更新することができる。

(駐車場)

第4条 駐車場は那覇高等学校内指定駐車場とする。

(車検整備及び修繕)

第5条 丙は、甲が常時正常な状態で当該車を使用できるよう、整備点検を行なう。

2 当該車が故障した場合は、甲の要請により丙は、速やかに修理に着手し正常な状態に回復させなければならない。

また、車検整備及び修理に要する一切の費用は丙の負担とする。

(維持管理)

第6条 当該車に係る燃料等維持管理に要する一切の費用は丙の負担とする。

(保険)

第7条 乙は、丙の費用で当該車に下記の保険契約を締結するものとする。

(1) 自動車損害賠償責任保険

(2) 対人賠償金額

無制限

(3) 対物賠償金額

無制限

(4) 搭乗者賠償金額 1千万円以上
(公租公課)

第8条 当該車に係る公租公課は丙の負担とする。

(損害賠償責任等)

第9条 教育活動使用中に、当該車で他人の生命もしくは身体又は財産に損害を与えた場合には、その損害については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 法令の定めるところにより、甲が、その損害賠償責任を負うものとする。ただし、当該車について自動車損害賠償保障法による保険金若しくは共済金又は任意保険及び搭乗者保険等による保険金が支払われる場合は、当該保険金等の総額を超える部分についてのみ甲が賠償するものとする。

(交通事故発生時の措置)

第10条 運転者が、当該車を使用中に交通事故の当事者になったときは、直ちに運転を停止して、負傷者の救護、道路における危険防止及び警察への通報等必要な措置を講じなければならない。

- 2 事故等による当該車の損害については、乙は一切責任を負わない。

(運転前点検)

第11条 運転者は当該車を使用する前に車輛点検を行わなければならない。


(その他)

第12条 この契約に定めない事項について、又はこの契約の履行について疑義が生じた時は甲・乙・丙の三者で協議して定めるものとする。


この契約の締結をするため、本契約書3通を作成し、甲 乙 丙 記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 沖縄県那覇市松尾1丁目21番44号
 沖縄県立那覇高等学校
 校長 福地 修



乙 沖縄県那覇市松尾1丁目21番53号
 一般社団法人 城岳同窓会
 会長 宮里 博史 印



丙 沖縄県那覇市松尾1丁目21番44号
 沖縄県立那覇高等学校
 PTA会長 川満 玄治 印

